



滋賀の 男女共同参画

女性も男性も、一人ひとりが
持てる個性や能力を存分に発揮して、
喜びを共に享受し、ともに責任を担いながら、
互いに生きがいをもって意欲的に暮らせる
男女共同参画社会の実現は、
わたしたちみんなの願いです。

令和6年3月

滋賀県

パートナーしがプラン2025

滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画

男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、令和7年度（2025年度）までを目標年度とする「パートナーしがプラン2025（滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画）」を策定しています。

「一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ～男女共同参画で変わる 誰一人取り残さない、持続可能な未来を目指して～」を基本理念に、県民一人ひとりが持てる個性や能力を存分に発揮し、互いに生きがいを持って意欲的に暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

基本理念

一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ

～男女共同参画で変わる 誰一人取り残さない、持続可能な未来を目指して～

重視すべき視点

あらゆる分野における
男女共同参画の視点に
立った取組加速

働き方・暮らし方の
変革と多様性

重点施策（目指す姿）と取組の方向

重点施策Ⅰ

人権の尊重と安心・
安全な暮らしの実現

- (1) すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けての教育・啓発
- (2) あらゆる男女間の暴力の根絶（性暴力、DV、セクシュアルハラスメント等）
- (3) 困難を抱える人々に対する支援
- (4) 防災における男女共同参画の推進
- (5) 人生100年時代の健康づくり

重点施策Ⅱ

あらゆる分野での実質的
な男女共同参画の進展

- (1) 企業での女性の人材登用やリーダー育成の加速
- (2) 政治分野・地域活動（自治会、まちづくり、環境保全等）での男女共同参画の一層の推進
- (3) 農業分野・スポーツ分野など専門分野での男女共同参画の推進

重点施策Ⅲ

一人ひとりの多様な
生き方・働き方の実現

- (1) 女性の就業機会の確保と主体的な学びや能力発揮に向けた支援
- (2) 多様で柔軟な働き方の実現
- (3) 仕事と生活の両立ができる環境づくり
- (4) 男性の家事・育児・介護等参画促進
- (5) 性別にとらわれない選択を可能にするライフ&キャリア教育

重点施策Ⅳ

男女共同参画意識
の浸透

- (1) 男女共同参画意識の定着と無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）解消に向けた啓発・教育
- (2) 公共の分野をはじめとする様々な場面における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- (3) 各分野で男女共同参画をリードする人材育成

計画の
総合的な推進

① 県の推進体制の充実

② 国・市町をはじめ多様な主体との連携強化

③ 県立男女共同参画センターを核とした男女共同参画の推進

④ 調査・研究の推進

計画推進の目標値一覧

重点施策	指 標	実績値（令和4年度）		目標値（令和7年度末）	
重点施策Ⅰ 人権の尊重と 安心・安全な 暮らしの実現	DVの相談先を知っている県民の割合	58.9%	R1	80%	R6
	配偶者からの暴力防止および被害者の保護等に関する基本的な計画策定済み市町の数	16市町/19市町	R4	全市町	R6
	デートDVに関する授業を行った中学・高等学校数	108校/170校	R4	全校	R6
	母子家庭の母の就業率（正社員）	41.3%	H30	44.0%	R6
	母子家庭等就業・自立支援センターの取組による年間就業者数（累計）	100人 [累計372人]	R4	750人	R2～R6 年度累計
	防災会議の委員に占める女性の割合	33.8%	R4	30%(早期)更に 40%を目指す	R7
	周産期の死亡児数（出産1,000人に対する死亡数）	2.2人	R4	H29～R4の平均値が 全国平均より低い	R5年
重点施策Ⅱ あらゆる分野での 実質的な 男女共同参画の 進展	管理的職業従事者に占める女性の割合	14.4%	R2年	30.0%	R7年
	女性活躍推進認証企業数（2つ星以上）	133社	R4	160社	R7
	女性の代表または副代表のいる自治会の割合	12.8%	R4	17.0%	R7
	農業委員に占める女性の割合	15.7%	R4	30.0%	R7
	女性の新規就農者数	18人 [累計42人]	R4	120人	R3～R7 年度累計
	国体女性監督数	19人	R4	22人	R7
重点施策Ⅲ 一人ひとりの 多様な生き方・ 働き方の実現	女性の就業率（25～44歳）	76.9%	R2年	80.0%	R7年
	男性の育児休業取得率	21.8%	R4	30.0%	R7年
	滋賀マザーズジョブステーションの就職件数	863件 [累計1,811人]	R4	4,900件	R3～R7 年度累計
	滋賀マザーズジョブステーションの相談件数	5,357件	R4	6,000件	R7
	子育て中の女性等を対象とした職業訓練受講者の就職率	72.7%	R4	65.0%	R7
	開業資金の女性創業枠を活用して起業した件数	32件	R4	毎年度15件	R3～R7
	ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数（従業員数100人以下の企業）	622件	R4	730件	R6
	認定こども園等利用定員数	61,449人	R4	61,500人	R6
	病児保育提供体制	25,563人	R4	23,590人	R6
	一時預かり提供体制	365,329人	R4	389,967人	R6
	放課後児童クラブ利用定員数	22,186人	R4	23,678人	R6
	通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護延利用回数	2,666,276回	R4	3,168,465回	R7
	重点施策Ⅳ 男女共同参画 意識の浸透	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	15.3%	R1	ほぼ全てを目標と しつつ、当面50%
小中高等学校における男女共同参画社会づくりのための副読本利用率		59.9%	R4	100%	R7
計画の 総合的な推進	県の附属機関の女性委員の割合	42.3%	R4	毎年40%以上 60%以下	R7
		女性委員が30% 未満の附属機関 12/106機関	R4	女性委員が30%未 満の附属機関が0	R7
	県庁における男性職員の育児休業取得率	64.1%	R4	40.0%（※）	R4
	（参考）県庁における育児休業を希望する男性職員の育児休業取得率	100%	R4	100%（※）	R8
	男女共同参画計画の策定済み市町の数	17市町/19市町	R4	すべての市町	R7
女性活躍推進法に規定される市町推進計画の策定済み市町の数	17市町/19市町	R4	すべての市町	R7	

（※）「次世代育成支援および女性職員の活躍推進のための取組方針（特定事業主行動計画）」において定める目標値。

滋賀県男女共同参画推進条例

滋賀県男女共同参画推進条例は、平成14年(2002年)4月に施行されました。

条例では、男女共同参画を進めるにあたって、県はもちろんのこと、県民、事業者の皆さんが大切にしなければならないことを、基本理念として定めています。

6つの基本理念

- ① 男女の人権を尊重すること
- ② 「男だから」とか「女だから」といった固定的な役割分担意識や慣習などによって、社会における活動の多様な選択を妨げないようにすること
- ③ 企業や自治会などすべての団体の方針の立案、決定に男女が共同して積極的に関与することが重要であること
- ④ 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、家族の一員としての役割を果たすとともに、職場や学校、地域など社会における活動もできるようにすること
- ⑤ 男女が、それぞれの性の抱える問題を理解することによって、妊娠・出産に関して双方の意思が尊重されるとともに、生涯にわたって性に関する健康な生活が送れるようにすること、また、このことが社会全体で理解されること
- ⑥ 国際的な取組との協調

統計でみる滋賀の男女共同参画の現状

1 意識

令和元年度の県民意識調査によると、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感しない(どちらかといえば同感しない方を含む。)人の割合は59.5%でした。

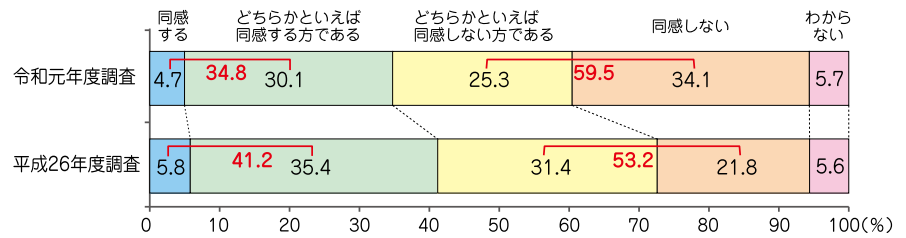
平成26年度から同感しない割合は6.3ポイント増加しています。

性別で見ると、女性の方が同感しない割合が高くなっています。年代別で見ると、男性では20～29歳で、女性では18～19歳で同感しない割合が他の年代より高くなっており、総じて比較的低い年齢層で同感しない割合が高くなっています。(図1)

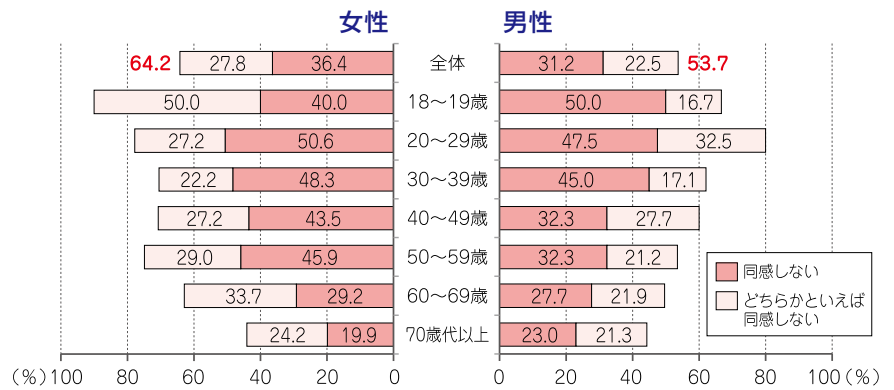
男性として生きづらさを感じることは、「仕事での成功や評価、経済力に価値が置かれていること」が35.5%で最も多くなっています。なお、「特にない」は36.0%となっています。(図2)

日常生活の中で男女の不平等を一番感じる場所は、男性では「地域社会」が最も多くなっています。一方、女性では「家庭」が最も多く、男性の約3.7倍となっています。(図3)

図1 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について (滋賀県)

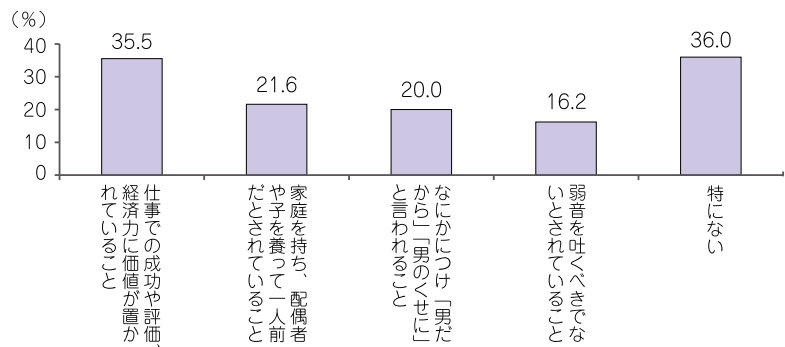


<男女別・年代別(滋賀県)／同感しない・どちらかといえば同感しない方>



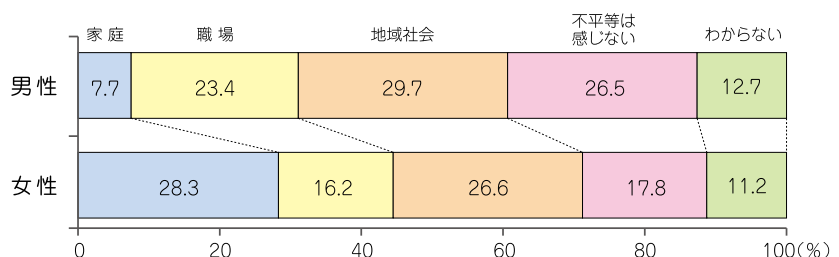
資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査 (滋賀県)

図2 男性として生きづらさを感じる事 (男性の方のみ・上位5項目・滋賀県)



資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査 (滋賀県)

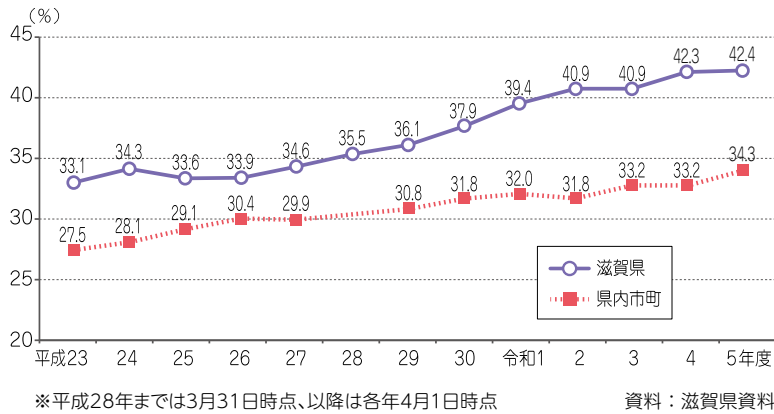
図3 日常生活で男女の不平等を一番感じる場所 (滋賀県)



資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査 (滋賀県)

2 女性の参画

図4 審議会における女性委員の割合の推移 (滋賀県・県内市町)



行政、企業、地域活動などで、重要な方針を決定する立場にいる女性はまだまだ少なく、女性の参画は十分とはいえない状況にあります。

県の審議会等委員への女性の登用は、令和3年度から令和7年度にかけて毎年40%以上60%以下かつ令和7年度までに女性委員が30%未満の附属機関0を目指すこととしています。

県では令和2年度以降、女性委員の割合は40%以上60%以下と、目標を達成した数値を維持していますが、引き続き女性の登用率が低い審議会での登用促進など、取組を進めていく必要があります。(図4)

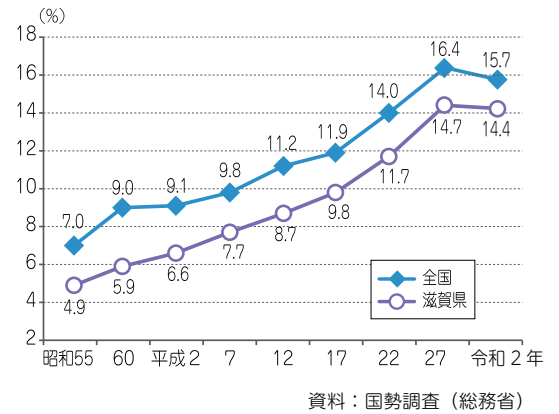
管理的職業従事者に占める女性の割合は、14.4% (令和2年) で全国37番目と非常に低い割合となっています。

国の男女共同参画基本計画(第5次)では、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。」そのための通過点として、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。」との目標が設定されており、本県においても一層の取組が必要です。(図5)

地域の様々な分野での女性の参画状況をみると、議会や自治会など、多くの分野における女性の参画は3割に届かない状況です。(図6)

令和元年度の県民意識調査によると、「管理職につく女性が少ない理由」として、男性では、「会社や組織の中に昇進・昇格に対する男性優先の意識や、女性管理職に対する不安感があるから」が最も多くなっていますが、女性では、「女性は、家庭における責任を多く担っているため、責任の重い仕事につきにくいから」が最も多くなり、男性と比べて15.1ポイント高くなっています。(図7)

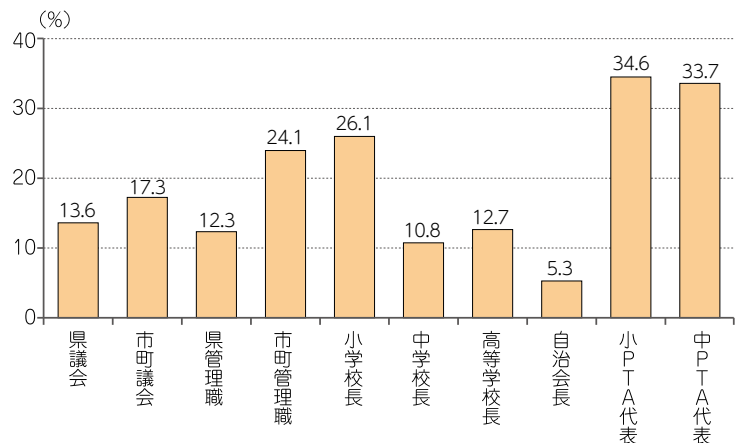
図5 管理的職業に従事する者に占める女性の割合 (滋賀県・全国)



※管理的職業従事者とは(日本標準職業分類による)

議会議員、管理的公務員、会社・団体等役員、会社・団体等管理職員など、経営体の全般または課(課相当含む)以上の内部組織の経営・管理に従事する者。校長・病院長・研究所長・裁判所長・検事総長などは「専門的・技術的職業従事者」に分類。

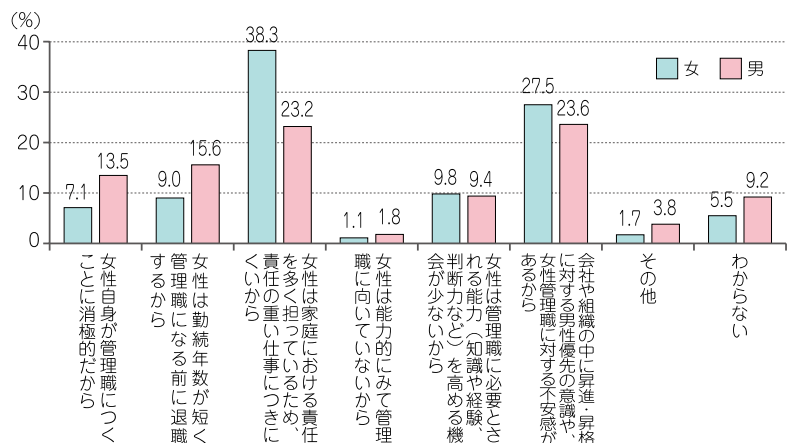
図6 様々な分野における女性の参画状況 (滋賀県)



※県議会、市町議会、県管理職、市町管理職、自治会長、小PTA代表、中PTA代表は令和5年4月時点、小学校長、中学校長、高等学校長は令和5年5月時点

資料：滋賀県資料、学校基本調査

図7 管理職につく女性が少ない理由 (滋賀県)



資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査(滋賀県)

3 労働

女性の有業率は、24歳以下では男性と同様に推移するものの、25歳以上で男性との差が大きくなり、結婚、出産、子育て期に低下します。

30歳代で女性の有業率が落ち込むこのグラフの形は、「M字型」と呼ばれています。年々落ち込みは小さくなってきています。

依然として男性の就業率との間には大きな開きがあるものの、就業希望者を含めた潜在的有業率は男性に近い比率で推移していることがわかることから、就業を希望する女性が活躍できる社会づくりが必要です。(図8)

また、女性の年代別の雇用形態を見ると、25歳以上では、正規の職員・従業員の割合は次第に小さくなり、パートの割合が大きくなっています。このことから、子育て期にあたる30歳代で離職し、パートタイム労働者として再就職する女性が多いことがわかります。(図9)

令和元年度の県民意識調査によると、女性が仕事を続けるために必要なことは、「男女がともに日常的に家事・育児・介護を分担すること」が最も多くなっています。(図10)

男性の1週間の就業時間を年代別にみると、30歳代では、9.0%が1週間に60時間以上働いています。週5日働くと仮定して、1日12時間以上働いている計算となります。(図11)

育児休業取得率の状況を見ると、女性では近年90%以上で推移している一方、男性は近年増加してきたものの令和5年時点で34.8%と低水準にあります。

令和7年度に県の目標値である30.0%を達成するためにも、引き続き企業における取組を促進する必要があります。(図12)

図8 年齢階級別・男女別有業率（滋賀県）

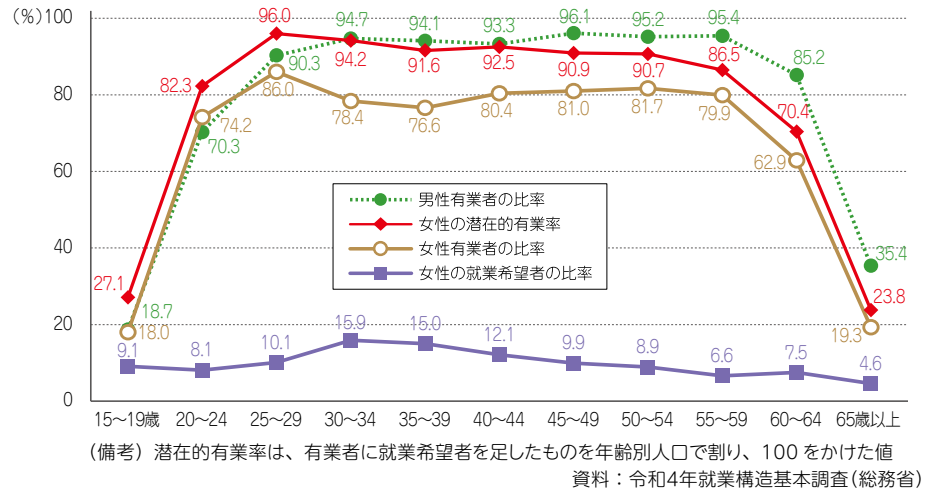


図9 女性の年齢階級別従業上の地位、雇用形態（滋賀県）

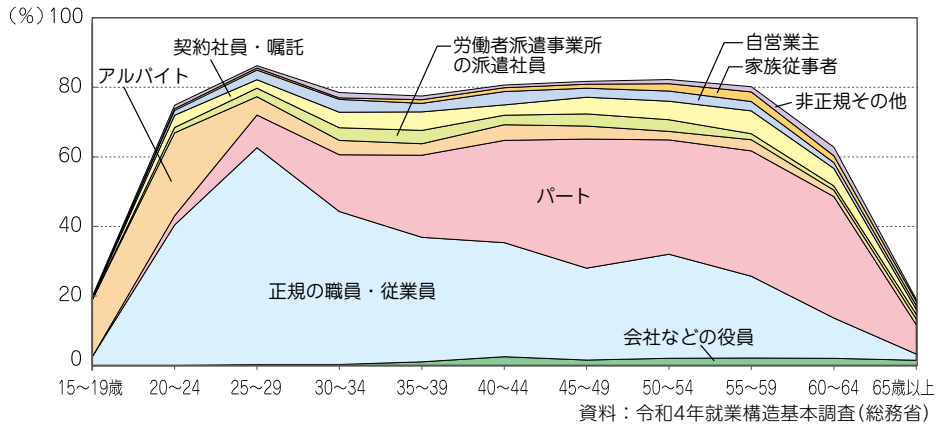


図10 女性が仕事を続けるために必要なこと（上位5項目・滋賀県）

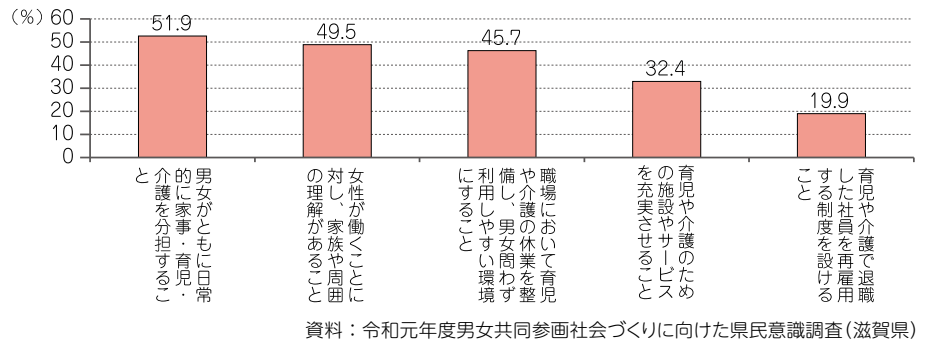


図11 年齢階級別1週間の就業時間（男性・滋賀県）

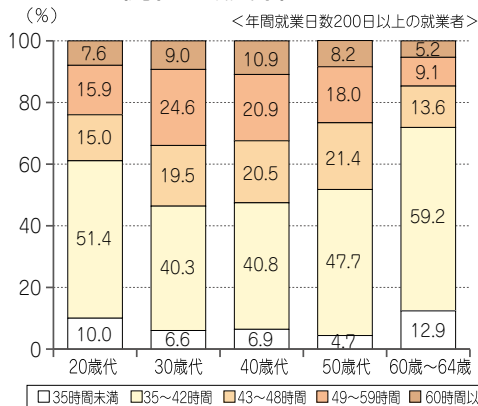
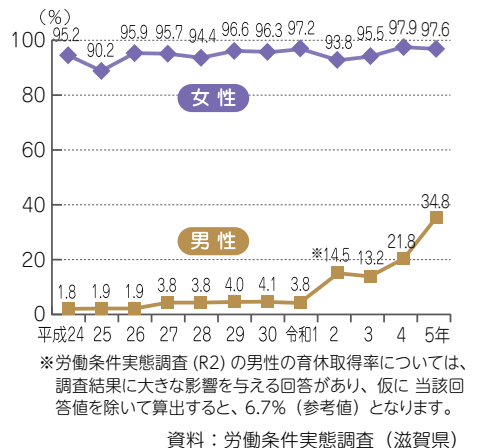
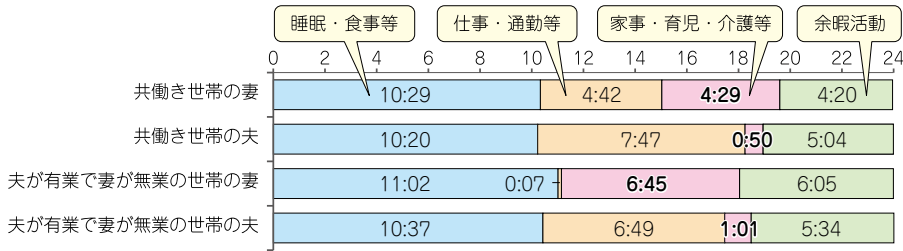


図12 育児休業取得率（滋賀県）



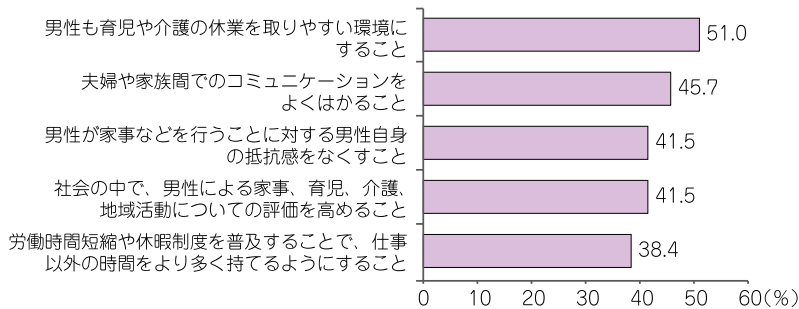
4 家庭

図13 夫婦の生活時間(滋賀県) (1日24時間に占める時間数)



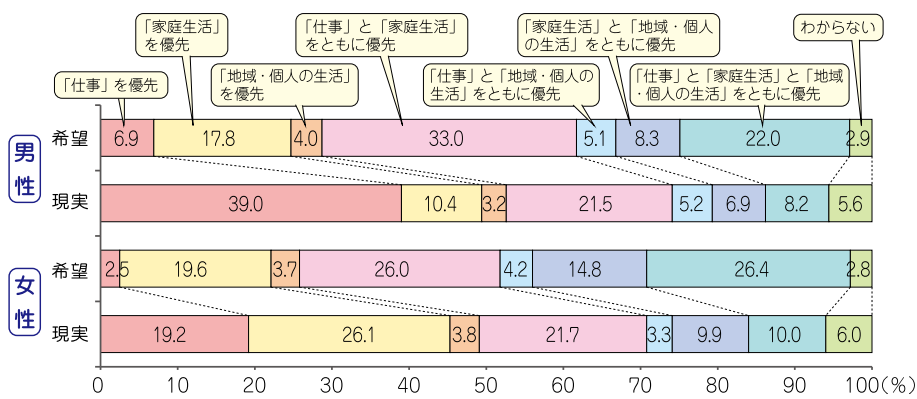
資料：令和3年社会生活基本調査(総務省)
備考：端数処理の関係上、構成比の合計が24時間にならない場合があります。

図14 男性が家事、育児、介護等に積極的に参加するために必要なこと(上位5項目・滋賀県)



資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査(滋賀県)

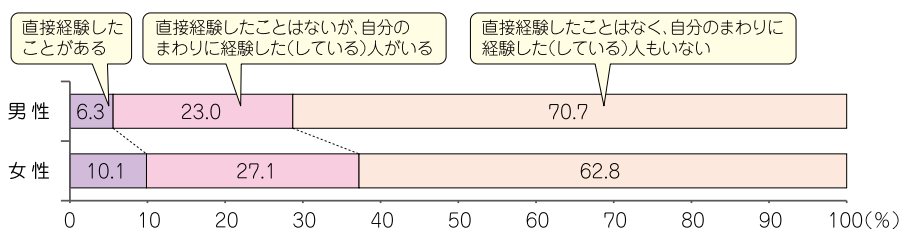
図15 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度(滋賀県)



資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査(滋賀県)

5 配偶者からの暴力

図16 夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力の経験(滋賀県)



資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査(滋賀県)

共働きかどうかにかかわらず、夫の家事・育児・介護等の時間は1時間程度となっており、女性の家事・育児・介護等の負担が大きいことがわかります。(図13)

男性が家事、育児、介護等に積極的に参加するために必要なことは、「男性も育児や介護の休業を取りやすい環境にすること」が最も多く、次いで「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が多くなっています。(図14)

生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についてみると、希望では、男性は「仕事と家庭生活をともに優先したい」が最も多く、女性は「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい」が最も多くなっています。

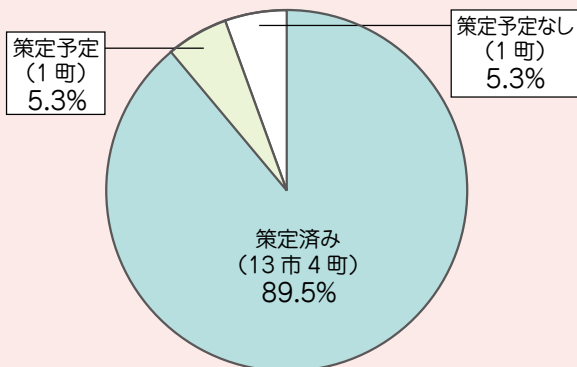
一方、現実では、男性は「仕事を優先している」、女性は「家庭生活を優先している」が最も多くなっています。(図15)

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力について、男性で約3割、女性では約4割の人が「直接経験したことがある」、「自分のまわりに経験した(している)人がいる」と回答しています。(図16)

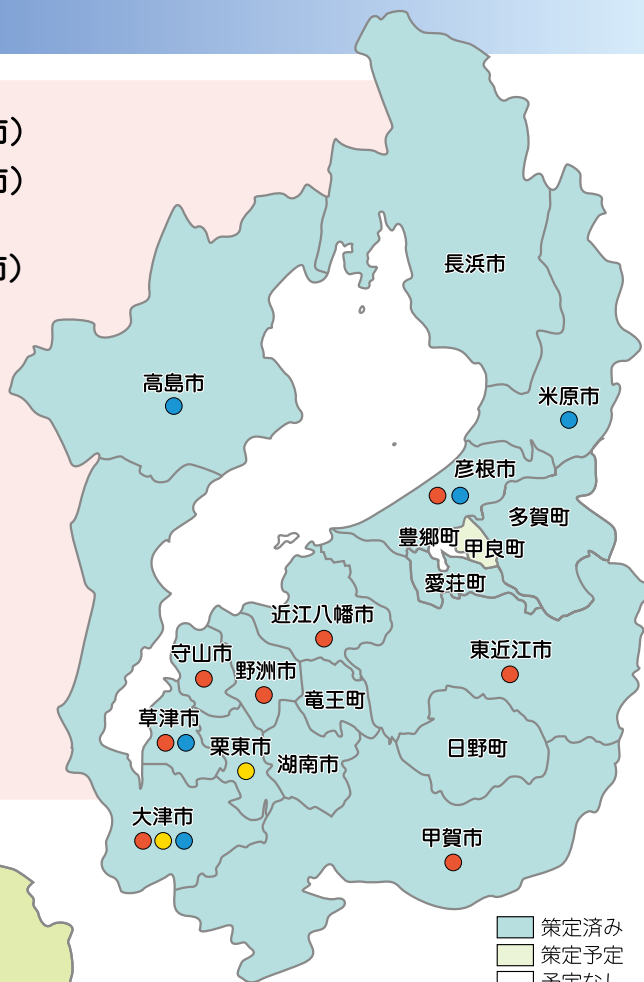
市町における男女共同参画推進状況

- 条例の制定状況……………42.1% (8市)
- 男女共同参画に関する宣言……10.5% (2市)
- 男女共同参画のための総合的な施設設置状況……………26.3% (5市)

男女共同参画計画策定状況



※グラフと右地図の色は一致



■ 策定済み
■ 策定予定
■ 予定なし
 (令和5年4月1日現在)

女性が代表または副代表である自治会の割合

(令和5年4月1日現在)

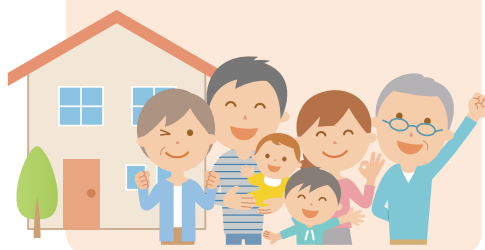
女性が代表者または副代表者になっている自治会、町内会、区等の割合 (%)

※県全体 3,348自治会中 461自治会(13.8%)

- 25%以上
- 20%以上 25%未満
- 10%以上 20%未満
- 0.1%以上 10%未満
- 0%



地域における参画の状況を示す指標として、女性の代表または副代表のいる自治会の割合を、令和7年度までに17.0%とすることを掲げています。市部を中心に徐々に増えてはいるものの、令和5年4月1日現在は13.8%と、まだまだ道半ばの状況です。住みよい地域社会を築くためには、男女双方の視点を生かして、共に地域づくりに参画することが、ますます大切になっています。



資料：滋賀県資料

※女性比率は、自治会長が不在の2団体(近江八幡市)を除いた団体数を母数として算出している。

滋賀県 商工観光労働部女性活躍推進課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

TEL077-528-3770 FAX077-528-4807 mail fg00@pref.shiga.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/shoukougankouroudoubu/jyoseikatsuyakusuishinka/index.html>



滋賀県 女性活躍推進課